

薬教協発第 10053 号

平成 22 年 6 月 3 日

全国都道府県教育委員会

全国政令都市教育委員会

一般社団法人 薬学教育協議会

代表理事 望月 正隆



薬学生の学校薬剤師職務に関わる実務実習実施に際しての協力をお願い

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

薬科大学・薬学部学生が、学校薬剤師職務を貴下の小中高等学校で習得するにあたり、ご協力いただけますようよろしくご指導賜りたく、本状を差し上げる次第です。

平成 16 年に学校教育法が一部改定され、平成 18 年以降に入学する薬学部薬学科学学生は 6 年間の修業年限と文部科学省が定めた実務実習モデル・コアカリキュラムに基づく半年間の長期実務実習が義務づけられました。そのため、薬学生は 5 年次になりますと病院薬剤部および市中の保険薬局に赴き、患者さんと直に接しながら薬剤師職務を習得することになりました。併せて、学校保健安全法施行規則第 24 条に定める学校薬剤師職務を習得するために、当該小中高等学校を担当する学校薬剤師と共に学校へ赴き指導を受けることになりました。

つきましては、薬学生が学校薬剤師職務習得のために学校を訪れる際にはご協力賜りますよう貴教育委員会所管の市町村教育委員会または区教育委員会へご通知いただきたくお願いする次第です。

一般社団法人薬学教育協議会は、全国 74 の薬科大学・薬学部、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会、日本私立薬科大学協会、国公立大学薬学部長（科長・学長）会議、日本薬剤師研修センター、薬業団体など薬学教育に関わる団体・機関で構成し、医療人の一員として公衆衛生の向上と増進に寄与し、国民の健康な生活を確保することに役立つ人材を育成するための活動をしている法人です。また、事業の性質上、文部科学省高等教育局医学教育課および厚生労働省医薬食品局総務課と常に連絡を密にしつつ活動を行っております。

以上の経緯で、薬学教育協議会が実務実習に関わる職務を担当しておりますことを申し添えます。

ご理解とご協力を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

謹白

参考-1

学校保健安全法 施行規則第24条（学校薬剤師の職務執行の準則）
学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 第1条の環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 四 法第八条の健康相談に従事すること。
 - 五 法第九条の保健指導に従事すること。
 - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

参考-2

実習モデル・コアカリキュラム薬局実習方略（抜粋）

| 《地域保健》 | | |
|--------|---|-------|
| P508 | ◎ <u>学校薬剤師</u> の職務を見聞し、その役割を説明できる。 | 説明・見学 |
| P509 | ◎地域住民に対する医薬品の適正使用の啓発活動における薬剤師の役割を説明できる。 | 説明・見学 |
| P510 | ◎麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止運動における薬剤師の役割について説明できる。 | 説明 |
| P511 | ◎日用品に係る薬剤師の役割について説明できる。◎日用品に含まれる化学物質の危険性を列挙し、わかりやすく説明できる。 | 説明・演習 |
| P512 | ◎誤飲、誤食による中毒および食中毒に対して適切なアドバイスできる。（知識・技能） | 説明・演習 |
| P513 | ◎生活環境における消毒の概念について説明できる。 | 説明・演習 |
| P514 | ◎話題性のある薬物および健康問題について、科学的にわかりやすく説明できる。 | 説明・演習 |